



第4回



まちづくり推進会議

平成24年11月27日 発行

平成24年11月12日（月） 18：30～20：55 開催 出席委員数～25人 事務局出席者数～20人



今回の「まちづくり推進会議」では、“定住対策とまちづくりについて”をテーマに、主に下記の内容について担当職員から説明し、議論がなされました。

（1）交通対策

交通対策は過疎地域における町の共通の課題といえます。特に高齢者や高校生以下のいわゆる交通弱者にとって交通対策は町に住み続けるために重要な要素です。町では通学運賃、高齢者の路線バス利用運賃、町内のハイヤー運賃の助成を行っています。

【事業名】

- ◆バス通学定期運賃助成事業（拡充の検討）
- ◆高齢者ハイヤー利用サービス事業（平成23年7月から開始）
- ◆路線バス高齢者利用支援事業（平成24年4月から開始）
- ◆スクールバスの住民利用事業（スクールバス運行地域に限っています。）



（2）子育て対策

○医療

安心して子どもを産み育てられるよう医療分野の面でも独自の施策を実施しています。

【事業名】

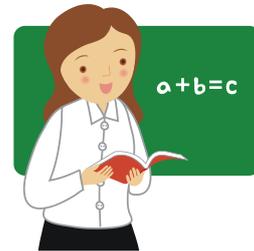
- ◆乳幼児等医療助成事業
小学生外来受診分を平成24年8月診療分から拡大して上乗せ補助しています。

○教育

きめ細やかな教育への配慮や部活動など課外活動の支援の充実を図り、子どもたちがいきいきとした学校生活を送れるよう各種事業を実施しています。

【事業名】

- ◆訓子府町立小中学校における臨時講師配置事業
- ◆部活動等派遣費補助事業
- ◆訓子府町社会教育・社会体育関係大会等派遣費補助事業
- ◆スクールバンド用楽器購入事業（訓小）
- ◆吹奏楽部楽器購入（訓中）
- ◆食育推進事業の検討



○子どもの預かり

放課後児童の預かり、預かり保育の時間延長により安心して子育てができる環境を整備しています。

【事業名】

- ◆児童センター建設工事
- ◆預かり保育の時間延長（延長保育）



(3) 高齢者・障害者の見守り対策

顔の見える小さな町も訓子府町の魅力の一つです。しかし、人口減少による地域コミュニティの変化、核家族化などにより、高齢者世帯と独居老人、障がい者の見守りを支援することが必要になっています。

【事業名】

- ◆高齢者・障がい者等地域見守りシステム
- ◆緊急医療情報キット配付事業
- ◆地域担当職員の配置



(4) 住環境支援対策

町内商工業者の振興と雇用の安定化を図ることを目的に、住宅の改修工事及び建築設備の設置、並びに住宅敷地整備を促進させます。

【事業名】

- ◆住環境リフォーム促進事業（平成23年4月から開始）
- ◆太陽光発電パネル設置に対する補助（平成24年4月から開始）
- ◆公営住宅建設事業（計画的な建替え）



※会議資料などにつきましては、町図書館内「訓子府町まちづくり情報コーナー」でご覧になれます。



主な意見交換の内容については次のとおりです。

人口減少

～人口減少の原因について～

委員：議論に入る前に、町の人口が減少する原因はなんですか。

町：一つは自然減が挙げられます。近年は死亡される方が年に約80名、出生される方が約30名～40名ですから、40名程度は自然に減少します。また、高校を卒業した後、進学や就職で町外に転出される方が40名前後なので、1年間に80名程度は減少します。企業がないということ、定住に対する対策はこのような形で人口減少の緩和をしていきたいという主旨です。

委員：通勤するには距離の問題がある。現在の経済状況を考えると、企業誘致等も踏まえていかないと難しいかなと思います。

町：一般的にも人口減少問題は全国的な問題で、特に合併した町の中心地から離れた地域の人口減少が著しいことも問題になっています。また企業は海外に出ていき、特に田舎において、企業誘致はかなり難しいのが現実です。まちづくりにおいて、人口に対する政策はどのようなか大事な所だと思っています。企業誘致が難しいところだとしても、訓子府町に来たら安心して子育てできる。あるいは他の町に住むより訓子府町に住みたいという政策をしていきたいと思っています。

～町外への通勤者数について～

委員：訓子府に住んでいて町外で働いている人の数がわかれば教えてください。

町：町外への通勤者は、平成17年の数字ですが716人となっています。
(平成22年は655人)

交通対策

～高齢者ハイヤー利用サービス事業と路線バス高齢者利用支援事業の利用について～

委員：高齢者ハイヤー利用サービス事業と路線バス高齢者利用支援事業の利用回数の上限48回の根拠は何かありますか。

町：当面月あたり4回ということで計算しています。もっと回数を増やしてほしいとの声がありますが、1回も券を使わない人もいて、バランスが難しいところです。

委員：通院に関しては年齢に関係なく、社会的弱者である人にしてはどうですか。例えば、障がい者であれば年齢が若くても使えるよう、町で認めて使えるようにしたら定住につながるのではないかと思います。

町：制度として障がいを持った人に実施していること、通学にお金がかかる人の支援と、高齢者75歳以上の人の総括的支援と政策的な事業の施策をしています。なぜ全国的にもできないかということ、その人の持っている経済的な状態や体調などが厳密に判定できないという難しさがあります。ただ、訓子府でやり始めた独自の制度が、隣の北見市議会でも動き始めたものもあります。もっと効率的にそして連携してやっていけば今言った問題も広がっていくのではないかと思います。だから、独自でできる限界性と基本的な姿勢として全くその通りだとしても、わかりましたと言えない状況だということでご理解をいただきたいと思います。

子育て対策

～訓子府町立小中学校の臨時講師配置事業について～

委員：臨時講師とありますが、どんな目的でどんな担当に配置や仕事されていますか。また、期間的にどんなローテーションでまわっていますか。

町：少人数における学力の向上など、手厚い指導を行うことを目的に、町が独自に訓小2名、居小1名、訓中1名を配置しています。町が教員免許を持った人を雇用し各学校に配置しています。今、小学校1・2年生については35人になれば2クラスになりますが、小学校2年生については法改正ではなく特別的に増員して配置しています。それ以外は40人学級となります。町では2クラスとならない学年に臨時講師を雇用し手厚い授業をしているところです。訓子府中学校は語学指導助手の他1名の主要5科目などでチームティーチングとして全学年をみています。

～食育推進事業の検討について～

委員：食育推進事業の検討とは具体的にどのようなことを予定していますか。

町：地場産品を使用して親子の料理教室などを開催したいと考えています。



高齢者・障がい者等の見守り対策

～高齢者・障がい者等の見守りシステムの利用について～

委員：高齢者見守りシステムは総務課、福祉保健課、消防支署で情報を共有しているようですが、共有した情報をどのように活用していますか。

町：本システムは平成23年度に整備しました。活用方法は、総務課、福祉保健課、消防支署、民生委員で情報を共有しながら、災害時に援護が必要な方々をどういうふうに災害時に避難させるかということなどに活用することとしています。

委員：これは地域の人から上がってきたものが活かされているのか、それとも町が把握しているものだけのデータとして管理しているのですか。町だけのものだとしたら介護認定データとか障がい者の情報くらいしかデータ上に残っていないので実態と差が出るのではないですか。

町：町では災害時要援護者避難支援計画を定め、個人情報保護にも配慮した中で対象者の範囲を決めており、要介護3以上の方、精神障がい手帳1級の方をはじめ障がいをお持ちの方など広く対象としています。また、平成23年度から始めている救急医療キットを配布している方も対象としています。医療救急キットケース配布対象者に対しては、町の個人情報保護条例があるので、災害時の支援などに情報を利用させていただくことについて本人の同意をいただき登録しています。

町：高齢者の見守りという点では、地域担当職員の配置ということで各地域に職員を配置しており、この中で高齢者の訪問も行っています。訪問が必要な世帯かどうか各会長に相談しながら実施しています。

～新たな見守りに向けた取組みに対する提案について～

委員：町外の人のお話ですが、死亡から発見まで10日かかったということがありました。郵便物の状態で近所の人がおかしいと感じて発見につながったらしいです。データベースもわかるのですが、ご近所がいかに見つけれられるか、いかに足を運ぶのかとか、冷蔵庫とか日常生活で

必ず動かすもので必ず生活をしているのがわかるものを利用しながら、この人は確実に生きていくというのわかるようなものを開発して見守る。そういうことも必要かと思えます。

町：本町にも、亡くなってから数日後に発見されたケースは過去にあります。発見がヤクルトの配達、郵便の配達物、水道メーターの異常などによるものが多いです。現状では24時間の管理体制は難しく、家族や地域の方達の協力がないとできません。見守りシステムは総務課、福祉保健課、消防支署だけではなく、他にもこのデータを共有することができないかというご意見ですが、民生委員さんまでは使っていただくという了解について調査用紙に記入してもらっていますが、町内会の皆さんにはデータとして出すことをお願いできないでいます。それは、役場職員や民生委員には守秘義務がありますが、一般の町内会とか実践会とかには法的な基準がありません。そのワンステップとして町内会、実践会がいろんなデータを共有していただくことをご了解できるか。情報の公開は本人の了解がないとできない。そうしなくては前に進まない。ここからもう一歩というのが現実です。

委員：年齢に関係なく突然死はありますし、データの網の目から漏れた人たちもいると思います。町を介さないで民生委員が地域の会長職を含めた会を開いてはどうでしょうか。それは地域でこういった課題があるとか、町がいたら話しにくいような中身が出てくるのではないのでしょうか。そういった場のお膳立てを町でしてほしいと思います。それぞれの地域課題を出してもらって、その中で重点的な地域コミュニティをどうしていくかということを出してもらい、堅苦しくないような場を設定してもらいたいと思います。

住環境支援対策

～住環境リフォーム促進事業の補助対象業者の拡大について～

委員：現在、住宅リフォーム制度は町内業者を利用した場合のみ2割の補助となっていますが、町外の業者を利用しても1割補助ということにはならないのですか。

町：この事業は町の商工会が窓口になっています。その中で町内の中小業者の振興が目的でもあり、商品券で交付していますので商店街の振興も兼ねています。その点も合わせて、町内業者の利用をお願いします。



女性の参画

～女性の各種会議の参画の促進について～

委員：実際介護をしているのは女性ですし、平均寿命も女性の方が長いので奥さんが家に残り一人暮らしになる場合が多い。だから、女性の声をもっと拾うシステムが必要だと思います。特に介護、高齢化の話をする場合は奥さんも入れるべきではないでしょうか。

委員：女性だけを集めるというのではなく、夫婦でもいいと思います。場合によっては親子でもいい。例えば議会に行きたいと思ったらなんとなく一人では行けないけど、みんなとなら行ける。意見が言いづらい環境もあると思うので言いやすい環境が作れたらいいと思います。お嫁さんだけ出席するのは難しいと思います。

委員：こういった声を連協に働きかけることも必要だと思います。

町：宿題ということで働きかけを実践会長、町内会長にしてみたいと思います。

町：たくさんのご意見をいただきました。町にかかわる財政、予算は職員がつくって、職員が議会の承認を受けて決めるシステムから、町がやっていることを理解していただく。さらに予算は町民のものなのだとすることを前提として、少しずつ町民の皆さんの生活が豊かになり、より良いまちづくりが実現できるようにまちづくり推進会議を開催してきました。皆さんのご意見が出来るだけまちづくりや予算に反映できますよう努力していきたいと思えます。ありがとうございました。